

事務連絡

平成22年11月24日

各厚生労働大臣認可

水道事業者
水道用水供給事業者

担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

水道事業者等における新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針の送付について

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

厚生労働省健康局水道課では、新型インフルエンザの流行時においても、水道事業者等が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、平成19年10月に水道事業者等がとるべき対応等について「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」をとりまとめました。また、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の改定等が行われたこと等を踏まえ、平成21年2月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」を策定しました。

しかし、特に中小規模の水道事業者において新型インフルエンザに対応した事業継続計画等を策定している事業者は少なく、未策定の事業者から作成方法がわからないとの意見があったこともを踏まえ、今般、新型インフルエンザ対策の一環として定めるべき事業継続計画の具体的内容を検討し、厚生労働省が策定した「危機管理マニュアル策定指針」の新型インフルエンザ対策編として「水道事業者等における新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」を取りまとめましたので、送付いたします。なお、本策定指針は強毒性の新型インフルエンザを念頭に置いておりますが、弱毒性である場合にも柔軟な対応をお願いいたします。

水道事業者等において、本策定指針を参考として事業継続計画を策定し、インフルエンザの流行の度合いに応じ、適切な新型インフルエンザ対策を推進いただくようお願いします。